

岩手県企業局管理規程第1号

岩手県企業局管理規程の用字等の表記の整備に関する規程を次のように定める。

平成19年3月2日

岩手県企業局長 岩 渕 良 昭

岩手県企業局管理規程の用字等の表記の整備に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている岩手県企業局管理規程（次条及び附則第2項において「既存規程」という。）の用字等の表記の整備に関し必要な事項を定めるものとする。

(用字等の表記の整備)

第2条 他の既存規程中、次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
2 促音として用いられている「っ」又は「ツ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
3 動詞「行なう」の語幹「行な」	「行」
4 動詞「基く」の語幹「基」	「基づ」
5 動詞「こえる」の語幹「こえ」	「超え」
6 動詞「因る」の語幹「因」	「よ」
7 「に定が」、「に定の」、「の定が」又は「の定の」	それぞれ「に定めが」、「に定め の」、「の定めが」又は「の定め の」
8 うえ	上
9 すみやかに	速やかに
10 「但し」又は「但書」	それぞれ「ただし」又は「ただし書」
11 「外」（直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）	「ほか」
12 各号の一	各号のいずれか
13 「本」（当該「本」が用いられている章、節、条、項又は号を示す意味で用いられている場合に限る。）	「この」
14 かぎ括弧として用いられている「┌」又は「┐」	それぞれ「┌」又は「┐」
15 「困むこと」又は「記載すること」、「記入すること」、「記名押印すること」、「作成すること」、「添えること」、「提出すること」、「添付すること」、「付すること」、「抹消すること」その他動詞の連体形に「こと」を付した字句（様式の備考又は注において、指示の意味で用いられているものに限る。）	それぞれ「困んでください」又は「記載してください」、「記入してください」、「記名押印してください」、「作成してください」、「添えてください」、「提出してください」、「添付してください」、「付してください」、「抹消してください」その他動詞の連用形に「てください」を付した字句
16 「要しないこと」又は「記載しないこと」、「記入しないこと」その他動詞の未然形に「ないこと」を付した字句（様式の備考又は注において、指示の意味で用いられているものに限る。）	それぞれ「要しません」又は「記載しないでください」、「記入しないでください」その他動詞の未然形に「ないでください」を付した字句
17 「差し支えないこと。」又は「できること。」（様式の備考又は注において用いられているものに限る。）	それぞれ「差し支えありません。」又は「できます。」
18 「殿」（様式において、名あて人の敬称に用いられるものに限る。）	「様」

(適用除外)

第3条 前条の規定は、法令を引用する部分、固有名詞その他同条の規定によることが適当でない認められる部分で企業局長が別に定めるものについては、適用しない。

附 則

- 1 この規程は、平成19年3月2日から施行する。
- 2 この規程による改正前の他の既存規程（以下「改正前規程」という。）の様式による申請書等は、この規程による改正後の当該他の既存規程の様式による申請書等とみなす。
- 3 改正前規程の様式による用紙等は、当分の間、これを使用することができる。